

輸入政策及び規制に関するインドネシア共和国商業大臣規程 2021 年第 20 号

唯一神のご加護により、  
インドネシア共和国商業大臣は、

商業分野の実施に関する政令 2021 年第 29 号の第 3 条 (3) 項、第 4 条 (3) 項、第 6 条 (9) 項、第 7 条 (6) 項、第 9 条 (3) 項、第 12 条 (3) 項、及び第 153 条 (2) 項の規定の実施のために、輸入政策及び規制に関する商業大臣規程を定める必要があることを考慮し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 17 条 (3) 項
  2. 関税に関する法律 1995 年第 10 号 (官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号) 及びその改正である関税に関する法律 1995 年第 10 号の改正に関する法律 2006 年第 17 号 (官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号)
  3. 省に関する法律 2008 年第 39 号 (官報 2008 年 166 号、官報追記 4916 号)
  4. 商業に関する法律 2014 年第 7 号 (官報 2014 年 45 号、官報追記 5512 号)
  5. 雇用創出に関する法律 2020 年第 11 号 (官報 2020 年 245 号、官報追記 6573 号)
  6. 政府権限のサバン地域協議会への委譲に関する政令 2010 年第 83 号 (官報 2010 年 143 号、官報追記 5175 号)
  7. リスクベースの事業許認可実施に関する政令 2021 年第 5 号 (官報 2021 年 15 号、官報追記 6617 号)
  8. 商業分野の実施に関する政令 2021 年第 29 号 (官報 2021 年 39 号、官報追記 6641 号)
  9. 自由貿易地域及び自由港の実施に関する政令 2021 年第 41 号 (官報 2021 年 51 号、官報追記 6653 号)
  10. 商業省に関する大統領規程 2015 年第 48 号 (官報 2015 年 90 号)
  11. 商業省の組織及び業務手順に関する商業大臣規程 2020 年第 80 号 (官報 2020 年 1190 号)
- を鑑み、

以下を決定した：

輸入政策及び規制に関する商業大臣規程を定める。

第 1 条

本大臣規程の中で：

1. 商業とは、報酬又は補償を得るための物品及び/又はサービスにかかる権利の移転を目的とした、国内及び国境を越えた物品及び/又はサービス取引に関連する活動体系

のことである。

2. 外国貿易とは、国境を越えた物品の輸出及び/又は輸入、及び/又はサービス貿易の活動を範囲とした商業のことである。
3. 輸入とは、関税領域への物品の搬入活動のことである。
4. 輸入業者とは、法人であるかどうかを問わず、輸入を行う個人、機関又は事業体のことである。
5. 事業基本番号とは、事業活動を行うための事業者の登録証であり、事業活動実施において事業者の ID であり、以後 NIB と略称する。
6. 事業許認可とは、事業及び/又は活動を開始及び実施するために事業者に供与される法的書類のことである。
7. 事業活動サポート事業許認可とは、事業活動のサポートのために事業者に供与される法的書類のことである。
8. 輸入業者番号とは、輸入業者としての身分証であり、以後 API と略称する。
9. 輸入申告書とは、関税法で定められた形式と要件により、輸入通関義務を実施するために事業者が作成する表明書のことである。
10. 物品とは、有形か無形か、動産か不動産か、消耗するかどうかを問わず、消費者又は事業者が売買、使用、利用又は活用が可能な各物体のことである。
11. 原材料とは、原料、半製品、又はより高い経済的価値を有する半製品若しくは完成品に加工が可能な完成品のことである。
12. 補助材とは、期待する製品指標に応じて機能が完全な製品を生産するために、製造工程において補完品として利用される材料のことである。
13. 電子署名とは、付与される電子情報から構成され、検証と認証手段として利用されるその他の電子情報と関連づけられた署名のことである。
14. インドネシア・ナショナル・シングルウィンドー・システムとは、データ及び情報の安全性を保証し、内部システム間の情報の流れ及びプロセスを自動的に融合させた、輸出及び/又は輸入に関連した、通関書類、検疫書類、許認可書類、港湾/空港書類及びその他の書類の処理プロセスに関連するシステム及び/又は情報を統合させた電子システムのことであり、以後 SINSW と略称する。
15. INATRADE システムとは、<http://inatrade.kemendag.go.id> ポータルからオンラインで実施される、商業省における商業統合サービスシステムのことである。
16. 検証又は技術追跡とは、サーベイヤーが行う物品の検査及び/又は確認のことである。
17. 関税領域とは、陸地、水域、これらの上空域、及び排他的経済地域の特定の場所、並びに関税法が適用されるその大陸棚を含むインドネシア共和国の領域のことである。
18. 自由貿易地域及び自由港とは、関税領域から分離され、関税、付加価値税、奢侈税及び消費税が免税となる、インドネシア共和国統一国家の法的領域内の地域のことであり、以後 KPBPB と略称する。

19. サーベイヤーとは、輸入にかかる検証又は技術追跡を行う権限を得た調査会社のことである。
20. 自由貿易地域及び自由港協議会とは、総合政策の決定、自由貿易地域及び自由港管理庁の活動を育成、監督及び調整を行うために結成された協議会のことであり、以後地域協議会と称する。
21. 大臣とは、商業分野の行政を行う大臣のことである。
22. 総局長とは、商業省外国貿易総局長のことである。

## 第2条

- (1) 輸入分野の政策と規制は、大臣が実施する。
- (2) (1) 項に規定の輸入分野の政策と規制は、下記の形で大臣が実施する：
  - a. 登録輸入業者
  - b. 製造輸入業者
  - c. 輸入承認書
  - d. 権限
  - e. 輸入業者要件
  - f. 輸入許認可申請手順
  - g. 輸入許認可発行
  - h. 輸入制限品の決定
  - i. 検証又は技術追跡
  - j. 物品搬入場所の決定
  - k. 輸入業者の義務
  - l. 輸入業者向けの禁止事項
  - m. 罰則、及び
  - n. 監督

## 第3条

- (1) 輸入業者は、APIとして有効なNIBを保有する義務を負う。
- (2) (1) 項に規定のAPIとして有効なNIBは下記から構成される：
  - a. 一般輸入業者番号(API-U)、及び
  - b. 製造輸入業者番号(API-P)
- (3) 輸入業者は、API-Uとして有効なNIB又はAPI-Pとして有効なNIBのみを選択可能。
- (4) (2) 項 a に規定のAPI-Uとして有効なNIBは、売買目的のために特定物品の輸入を行う輸入業者に対してのみ供与される。

- (5) (2) 項 b に規定の API-P として有効な NIB は、資本財、原材料、補助材、及び/又は製造工程を支えるための材料として自ら利用するための特定物品輸入を行う輸入業者に対してのみ供与される。
- (6) (5) 項に規定の輸入される物品は、売買又は他者への譲渡が禁じられる。
- (7) (6) 項に規定の禁止規定は、法規に基づき残余原材料及び/又は補助材の形での物品は除外される。
- (8) (3) 項に規定の API として有効な NIB の種類の変更が生じる場合、それまで API として有効な NIB 及び発行済みの輸入分野の事業許認可は無効となる。

#### 第 4 条

- (1) 特定物品の輸入活動に対し、輸入業者は関税領域内への物品搬入前に大臣からの輸入分野の事業許認可を保有する義務を負う。
- (2) (1) 項に規定の輸入分野の事業許認可は、大臣名義で総局長が発行する。
- (3) (1) 項に規定の輸入分野の事業許認可は下記から構成される：
  - a. 第 2 条 (2) 項 a に規定の登録輸入業者
  - b. 第 2 条 (2) 項 b に規定の製造輸入業者、及び/又は
  - c. 第 2 条 (2) 項 c に規定の輸入承認書
- (4) (3) 項に規定の輸入分野の許認可は、外国貿易セクター事業活動サポート事業許認可である。
- (5) (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可は、下記として利用される：
  - a. 税関領域で行われる検査の通関補完書類、又は
  - b. 税関領域を通過後 (post border) 行われる検査の輸入要件書類

#### 第 5 条

- (1) 輸入分野の各事業許認可発行には、税務分野の法規に基づく納税者ステータス確認を行うこと。
- (2) (1) 項に規定の納税者ステータス確認は、納税者のステータス証明書を取得するために行われる。
- (3) (1) 項に規定の納税者ステータス確認は、事業者への輸入分野の事業許認可供与前に行う。
- (4) 有効であるというステータスが記載された (1) 項に規定の納税者ステータス証明書は、輸入分野の事業許認可供与要件の一つとして利用される。

#### 第 6 条

- (1) 第4条(3)項に規定の輸入分野の事業許認可を取得するために、輸入業者はSINSWを通じて大臣に対し電子申請を行うこと。
- (2) (1)項に規定の電子申請をできるようにするために、輸入業者はアクセス権を保有すること。
- (3) (2)項に規定のアクセス権は、SINSWを通じて登録を行い、少なくとも下記の原本書類をスキャンしたものをアップロードすることで取得可能：
  - a. 輸入業者が個人の場合、納税者番号又は住民基本番号
  - b. 輸入業者が国営企業及び財団の場合、納税者番号、又は
  - c. 輸入業者が協同組合及び事業体の場合、NIB及び納税者番号
- (4) (3)項に規定の書類がSINSWと統合済みの省庁で電子的に確保されている場合、輸入業者はSINSWへの書類のアップロードは不要。

## 第7条

- (1) 第6条(1)項に規定の輸入分野の事業許認可申請は、本大臣規程と不可分一体の付属書類I及び付属書類IIIに記載の輸入分野の事業許認可要件の原本書類をスキャンしたものをアップロードすることでこれを実施する。
- (2) (1)項に規定の輸入分野の事業許認可要件の書類がSINSWと統合済みの省庁で電子的に確保されている場合、輸入業者はSINSWへの書類のアップロードは不要。
- (3) 輸入業者は、輸入分野の事業許認可申請時にSINSWを通じて書類の正当性に責任を負う旨の表明の形で電子的に同意をすることで、下記の正当性と適合性に完全に責任を負う：
  - a. (1)項に規定の必要書類、及び
  - b. (2)項に規定の電子的に確保されているデータ及び情報

## 第8条

- (1) 第7条(1)項に規定の輸入分野の事業許認可申請書が要件に基づき不備なしとされた場合、申請書を要件に基づき不備なく受理してから5営業日以内に、総局長は大臣名義でINATRADEシステムを通じて輸入分野の事業許認可を発行し、SINSWに引き継ぐ。この場合、スタンプと手書き署名は必要なく、電子署名を利用し、QRコードを記載する。
- (2) 第7条(1)項に規定の輸入分野の事業許認可申請が要件に基づき不備なしとされたものの、(1)項に規定の期間内に輸入分野の許認可が発行されない場合、INATRADEシステムを通じて自動的に輸入分野の許認可が発行され、SINSWに引き継がれる。
- (3) 第7条(1)項に規定の輸入分野の許認可申請が要件の適合性に関連して不備ありとさ

- れた場合、申請書を受理した日から 5 営業日以内に SINSW を通じて電子的に却下する。
- (4) (1) 項及び (2) 項に規定の輸入分野の事業許認可は、少なくとも下記に関するデータ又は説明を記載した登録輸入業者又は製造輸入業者の形のものである：
    - a. NIB 及び輸入業者の ID
    - b. 会社住所、及び
    - c. 有効期間
  - (5) (1) 項及び (2) 項に規定の輸入分野の事業許認可は、少なくとも下記に関するデータ又は説明を記載した輸入承認書の形のものである：
    - a. NIB 及び輸入業者の ID
    - b. 関税分類/HS
    - c. 物品の種類/説明
    - d. 物品の数量及び単位
    - e. 原産国
    - f. 仕向港
    - g. 発効日、及び
    - h. 終了日
  - (6) (1) 項及び (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可の有効期間は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I 及び付属書類 III に記載の輸入分野の事業許認可有効期間に依じる。
  - (7) (5) 項に規定の輸入承認書の発行は、輸入実績管理カードを伴う。
  - (8) (7) 項に規定の輸入実績管理カードは、(5) 項 d に規定の物品数量削減を実施するために利用される。
  - (9) (5) 項 d に規定の物品の数量が、関税分野の法規に基づき SINSW により電子的に削減可能となっている場合、輸入承認書の発行には輸入実績管理カードを伴わない。

#### 第 9 条

- (1) 第 4 条 (3) 項 c に規定の輸入承認書の形の輸入分野の事業許認可発行は、商品収支に基づき、大臣名義で総局長が行う。
- (2) (1) 項に規定の商品収支の活用は、法規に基づき実施する。
- (3) (1) 項に規定の商品収支がまだ定められていない場合、大臣名義による総局長の輸入承認書発行は、法規及び確保可能なデータに基づき行う。

#### 第 10 条

- (1) 第 4 条 (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可のデータ変更がある場合、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I 及び付属書類 III に記載の規定及び条件に基づき、輸入業者

- は、データ変更日から 30 日以内に輸入分野の事業許認可変更申請を行う義務を負う。
- (2) (1) 項に規定の輸入分野の事業許認可のデータとは、とりわけ下記のものである：
- a. API-P 又は API-U として有効な NIB 及び輸入業者の ID
  - b. 関税分類/HS
  - c. 物品の種類/説明
  - d. 物品の数量及び単位
  - e. 原産国、及び/又は
  - f. 仕向港
- (3) (1) 項に規定の事業輸入分野の許認可変更は、輸入分野の事業許認可の変更に必要な原本書類をスキャンしたものをアップロードして、SINSW を通じて大臣に対し電子的に申請する。
- (4) (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可変更要件書類が SINSW と統合済みの省庁で電子的に確保されている場合、輸入業者は SINSW への必要書類のアップロードは不要。
- (5) 輸入業者は、輸入分野の事業許認可変更申請時に SINSW を通じて書類の正当性に責任を負う旨の表明の形で電子的に同意をすることで、下記の正当性と適合性に完全に責任を負う：
- a. (3) 項に規定の必要書類、及び
  - b. (4) 項に規定の電子的に確保されている必要書類に関連するデータ及び情報

## 第 11 条

- (1) 第 10 条 (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可変更申請が要件に基づき不備なしとされた場合、要件に基づき申請書を不備なく受理してから 5 営業日以内に、総局長は大臣名義で INATRADE システムを通じて輸入分野の変更事業許認可を発行し、SINSW に引き継ぐ。この場合、スタンプと手書き署名は必要なく、電子署名を利用し、QR コードを記載する。
- (2) 第 10 条 (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可変更申請が要件に基づき不備なしとされたものの、(1) 項に規定の期間内に輸入分野の変更許認可が発行されない場合、INATRADE システムを通じて自動的に輸入分野の許認可が発行され、SINSW に引き継がれる。
- (3) 第 10 条 (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可変更申請が要件の適合性に関連して不備ありとされた場合、申請書を受理した日から 5 営業日以内に SINSW を通じて電子的に却下する。
- (4) (1) 項及び (2) 項に規定の輸入分野の変更事業許認可の有効期間は、第 8 条 (6) 項に規定の輸入分野の事業許認可の有効期間に応じる。

## 第 12 条

- (1) 登録輸入業者又は製造輸入業者の形での輸入分野の事業許認可の有効期間が終了予定の場合、輸入業者は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I に記載の規定及び要件に基づき、登録輸入業者又は製造輸入業者の有効期間終了 7 営業日前までに登録輸入業者又は製造輸入業者の延長申請が可能。
- (2) 輸入承認書の形での輸入分野の事業許認可の有効期間が終了予定の場合、輸入業者は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I 及び付属書類 III に記載の規定及び要件に基づき、輸入承認書の有効期間終了 7 営業日前までに輸入承認書の延長申請が可能。
- (3) (1) 項及び (2) 項に規定の輸入分野の事業許認可延長は、輸入分野の事業許認可延長に必要な原本書類をスキャンしたものをアップロードすることで SINSW を通じて大臣に対し電子的に申請する。
- (4) (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可延長に必要な書類が SINSW と統合済みの省庁で電子的に確保されている場合、輸入業者は SINSW への必要書類のアップロードは不要。
- (5) 輸入業者は、輸入分野の事業許認可延長申請時に SINSW を通じて書類の正当性に責任を負う旨の表明の形で電子的に同意をすることで、下記の正当性と適合性に完全に責任を負う：
  - a. (3) 項に規定の必要書類、及び
  - b. (4) 項に規定の電子的に確保されている必要書類に関連するデータ及び情報

## 第 13 条

- (1) 第 12 条 (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可延長申請が要件に基づき不備なしとされた場合、要件に基づき申請書を不備なく受理してから 5 営業日以内に、総局長は大臣名義で SINSW と統合済みの INATRADE システムを通じて輸入分野の延長事業許認可を発行する。この場合、スタンプと手書き署名は必要なく、電子署名を利用し、QR コードを記載する。
- (2) 第 12 条 (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可延長申請が要件に基づき不備なしとされたものの、(1) 項に規定の期間内に輸入分野の延長事業許認可が発行されない場合、INATRADE システムを通じて自動的に輸入分野の延長事業許認可が発行され、SINSW に引き継がれる。
- (3) 第 12 条 (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可延長申請が要件の適合性に関連して不備ありとされた場合、申請書を受理した日から 5 営業日以内に SINSW を通じて電子的に却下する。
- (4) (1) 項及び (2) 項に規定の輸入分野の延長事業許認可の有効期間は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I 及び付属書類 III に記載の輸入分野の延長事業許認可の有効



期間に応じる。

#### 第 14 条

- (1) 第 9 条 (3) 項に規定の大臣名義の総局長による輸入承認書発行に技術的計算及び/又は現場検証が必要な場合、輸入承認書発行、変更又は延長プロセスは一時的に停止する。
- (2) (1) 項に規定の技術的計算は、大臣が定める商業技術チームが実施する。
- (3) (1) 項に規定の技術的計算のメカニズムに関する技術指針は、総局長が定めることが可能。
- (4) (1) 項に規定の技術的計算は、国内需給の充足対応又は管理の枠組みで必要な特別な事情がある場合に行われる。
- (5) (1) 項に規定の現場検証は、下記の場合に実施可能：
  - a. 輸入承認書の申請者が輸入を行っていない会社である
  - b. 関連省庁からさらなる検査の提案又はレコメンデーションが出ている、及び/又は
  - c. 国内需給の充足対応又は管理の枠組みで必要なその他の特別な事情がある
- (6) (1) 項に規定の現場検証は、総局長が定める検証チームが実施する。
- (7) (1) 項に規定の現場検証メカニズムに関する技術指針は、総局長が定めることが可能。

#### 第 15 条

- (1) 輸入業者は、SINSW を通じて大臣に対し、下記のプロセスの電子的に取止申請が可能：
  - a. 第 6 条 (1) 項に規定の輸入分野の事業許認可発行
  - b. 第 10 条 (1) 項に規定の輸入分野の事業許認可変更、及び/又は
  - c. 第 12 条 (1) 項及び (2) 項に規定の輸入分野の事業許認可延長
- (2) 輸入業者は、取止申請時に SINSW を通じて電子的に責任を負う旨の表明の形での同意を行うことで、(1) 項に規定の申請取止に完全に責任を負う。

#### 第 16 条

本大臣規程発効前の輸入に関する規制を定めた商業大臣規程に基づき発行済みの輸入分野の事業許認可の変更及び延長に対する申請及び発行プロセスが SINSW で電子的にまだ統合できない場合、下記の申請と発行は、INATRADE システムを通じて電子的に行う：

- a. 第 10 条及び第 11 条に規定の輸入分野の事業許認可変更、又は
- b. 第 12 条及び第 13 条に規定の輸入分野の事業許認可延長

#### 第 17 条

- (1) 輸入政策及び規制の実施のために、大臣は輸入が規制される物品を定める。
- (2) (1) 項に規定の輸入が規制される物品は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I 及び付属書類 III に記載の通り。

#### 第 18 条

- (1) 各輸入業者は、新品の物品の輸入が義務付けられる。
- (2) 特定の場合、大臣は下記に基づき中古で輸入される物品を定めることが可能：
  - a. 法令
  - b. 大臣の権限、及び/又は
  - c. その他の政府機関からの提案又は技術的判断
- (3) (2) 項に規定の特定の場合に中古で輸入可能な物品とは：
  - a. 輸出振興、競争力強化、事業効率化、インフラ開発及び/又は再輸出目的で、製造工程のために国内ソースではまだ充足ができない中古資本財の形で輸入業者が必要とする物品、又は
  - b. 自然災害からの回復と再開発の枠組みでの中古物品又は設備、及び法規に基づくその他のニーズ向けの中古物品
- (4) (2) 項に規定の中古で輸入可能な物品は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 III に記載の通り。
- (5) (4) 項に規定の付属書類 III に説明及び関税分類/HS が記載されていない物品で、産業移転目的又は特別免除の場合の資本財の形での中古物品の輸入については、総局長が大臣名義で輸入承認書を発行する。
- (6) (5) 項に規定の産業移転目的又は特別免除の場合の資本財の形での中古物品の輸入は、本大臣規程に規定の輸入政策及び規制に関する規定に基づき実施する。
- (7) 直接ユーザー会社が輸入する関税分類/HS 8901、8903、8904 及び 8905 の資本財の形での中古輸入物品は、4 年を超えて利用した場合、売買及び/又は他者への譲渡が可能。
- (8) (7) 項に規定の関税分類/HS 以外で直接ユーザー会社が輸入する資本財の形の中古輸入物品は、5 年を超えて利用した場合、売買及び/又は他者への譲渡が可能。
- (9) 天災(act of god)若しくは不可抗力 force majeure)、又は (7) 項及び (8) 項に規定の期限規定を充足できないその他の状態が発生した場合、(7) 項又は (8) 項に規定の中古輸入物品は、(7) 項又は (8) 項に規定の有効期間前に売買及び/又は他者への

譲渡が可能。

#### 第 19 条

- (1) 特定物品の輸入に対しては、検証又は技術追跡義務が課される。
- (2) (1) 項に規定の検証又は技術追跡義務が課される特定物品の規準は：
  - a. 国家治安を妨害しうる物品
  - b. 治安、保健、安全及び環境を妨害しうる物品
  - c. 社会道徳を妨害しうる物品
  - d. 基本需要物品
  - e. 中古で輸入される資本財、及び/又は
  - f. 国益のための戦略的産業で必要な物品
- (3) (2) 項に規定の特定物品は、経済分野の行政を行う上での省の業務の調整、同期及び管理を行う大臣を議長とし、大臣/長官又は大臣/長官のためにその名義により代理としての権限を供与された指定の官吏が出席の調整会議決定に基づき変更可能。
- (4) 輸入の検証又は技術追跡義務が課される特定物品は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I 及び付属書類 III に記載の通り。

#### 第 20 条

- (1) 第 19 条 (1) 項に規定の検証又は技術追跡は、大臣の定めを受けたサーベイヤーが実施する。
- (2) 第 19 条 (1) 項に規定の検証又は技術追跡は、法規に基づき実施する。
- (3) (1) 項に規定のサーベイヤーによる検証又は技術追跡結果は、下記として利用されるサーベイヤー報告書の形で記載される：
  - a. 税関領域で実施される検査の通関補完書類、又は
  - b. 税関領域を通過後 (post border) 行われる検査の輸入要件書類
- (4) (3) 項に規定のサーベイヤー報告書は、INATRADE システムを通じてサーベイヤーが電子的に提出し、SINSW に引き継がれる。

#### 第 21 条

- (1) 特定物品の輸入活動に対して、大臣は第 2 条 (2) 項 j に規定の輸入物品搬入場所を定めることが可能。
- (2) (1) 項に規定の輸入物品搬入場所の決定は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I 及び付属書類 III に記載の通り。

## 第 22 条

- (1) 関税領域外から KPBPB への物品搬入は、輸入政策及び規制がまだ適用されない。ただし、KPBPB で流通する物品及び治安、安全、保健及び環境に関連する物品にかかる消費者保護目的の物品の搬入はこの限りではない。
- (2) 関税領域外に由来する物品の KPBPB から関税領域内の他の場所への搬出については、輸入政策及び規制が適用される。
- (3) (1) 項に規定の輸入政策及び規制に関する規定は、地域協議会決定に基づき適用除外が可能。
- (4) (2) 項に規定の輸入政策及び規制に関する規定は、下記に対しては適用除外となる：
  - a. 関税領域内の他の場所に由来する物品の関税領域内の他の場所への再搬出
  - b. 完全に KPBPB で入手した物品の関税領域内の他の場所への搬出
  - c. KPBPB で製造された物品の関税領域内の他の場所への搬出、又は
  - d. KPBPB への搬入時に輸入政策及び規制に関する規定を充足済みの関税領域外からの物品
- (5) (1) 項に規定の KPBPB で流通する物品及び治安、安全、保健及び環境に関連する物品にかかる消費者保護目的の物品は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I 及び付属書類 III に記載の通り。
- (6) 輸入政策及び規制の適用規定は、下記に対しては適用除外となる：
  - a. 保税蔵置場への輸入物品の搬入、及び
  - b. 免除の形で輸出目的における輸入便宜の枠組みで、輸出目的で加工、組立又は据付を行うための物品及び/又は材料の輸入
- (7) 輸入政策及び規制の適用規程は、使用のための輸入目的での保税蔵置場から関税領域内の他の場所への輸入物品の搬出には適用される。ただし下記の場合にはその限りではない：
  - a. 保税地域で製造された物品、及び/又は
  - b. 搬入時に輸入制限規定を充足済みの物品
- (8) 国内経済利害のために、大臣は下記について輸入政策及び規制に関する規定の適用を選択的に定めることが可能：
  - a. (6) 項 a に規定の保税蔵置場への輸入物品の搬入、及び/又は
  - b. (6) 項 b に規定の免除の形で輸出目的における輸入便宜の枠組みでの、輸出目的で加工、組立又は据付を行うための物品及び/又は材料の輸入
- (9) (8) 項 a に規定の輸入物品及び (8) 項 b に規定の物品及び/又は材料は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I 及び付属書類 III に記載の通り。

- (10) 禁止に関する規定は、輸入禁止物品について定めた法規に基づき、下記に対して適用される：
- a. 関税領域外から KPBPB への物品の搬入
  - b. 保税蔵置場への輸入物品の搬入、及び
  - c. 輸出目的における輸入便宜の枠組みでの、輸出目的で加工、組立又は据付を行うための物品及び/又は材料の輸入
- (11) KPBPB 地域で実施される事業活動の場合、第 4 条 (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可は、KPBPB 実施について定める法規に基づき KPBPB 管理庁長官が発行する。
- (12) (11) 項に規定の輸入分野の事業許認可の発行は、INATRADE システムに引き継ぐために、SINSW と統合された KPBPB 管理庁が提供する電子ベースのサービスシステムを通じて実施する。

### 第 23 条

- (1) 関税領域外からサバン KPBPB への物品搬入に適用される禁止規定は、輸入禁止物品について定める法規に基づく。
- (2) 関税領域外からサバン KPBPB への物品搬入には、輸入政策及び規制は適用されない。
- (3) (1) 項に規定のサバン KPBPB への物品搬入は、サバン地域管理庁から事業許認可を取得済みの事業者に限り実施が可能。
- (4) 輸入政策及び規制に関する規定は、サバン KPBPB から関税領域への物品の搬出に適用される。

### 第 24 条

- (1) 輸入が事業活動向けに実施されない場合、輸入業者は NIB 及び/又は事業許認可充足の適用除外となる。
- (2) (1) 項に規定の NIB 及び/又は事業許認可充足が除外される以外に、事業活動向けに実施されない輸入は検証又は技術追跡の適用除外も可能。
- (3) (1) 項及び (2) 項に規定の適用除外について、総局長は大臣名義で証明書の発行が可能。
- (4) (3) 項に規定の証明書を取得するために、輸入業者は SINSW を通じて大臣に対し電子申請を行うこと。
- (5) (4) 項に規定の電子申請をできるようにするために、輸入業者はアクセス権を保有すること。
- (6) (5) 項に規定のアクセス権は、第 6 条 (3) 項に規定の SINSW を通じた登録及び要件のアップロードをすることで取得が可能。

- (7) (3) 項に規定の証明書をインドネシアで任務を行う国際機関の官吏及び/又はインドネシアにおける外国駐在員事務所のオフィサーである外国人が申請する場合、(5) 項に規定のアクセス権は、SINSW を通じた登録を行い、旅券番号の原本書類をスキャンしたものをアップロードすることで取得が可能。
- (8) (4) 項に規定の証明書は、関連省庁からの技術判断書及び/又はその他関連法的書類の原本書類をスキャンしたものをアップロードすることで申請する。
- (9) (8) 項に規定の関連省庁からの技術判断書及び/又はその他関連法的書類が SINSW と統合済みの省庁で電子的に確保されている場合、輸入業者は SINSW への関連省庁からの技術判断書及び/又はその他関連法的書類のアップロードは不要。
- (10) 輸入業者は、証明書取得申請時に SINSW を通じて書類の正当性に責任を負う旨の表明の形で電子的に同意をすることで、下記の正当性と適合性に完全に責任を負う：
  - a. (8) 項に規定の必要書類、及び
  - b. (9) 項に規定の電子的に確保されているデータ及び情報
- (11) (8) 項に規定の証明書の申請が要件に基づき不備なしとされた場合、総局長は大臣名義で INATRADE システムを通じて証明書を発行し、SINSW に引き継ぐ。この場合、スタンプと手書き署名は必要なく、電子署名を利用し、QR コードを記載する。
- (12) (8) 項に規定の証明書の申請が要件の適合性に関連して不備ありとされた場合、電子的に却下する。
- (13) (11) 項に規定の証明書には少なくとも下記に関するデータ又は説明が記載される：
  - a. 輸入業者名
  - b. 関税分類/HS
  - c. 物品の種類/説明、及び
  - d. 物品の数量
- (14) (11) 項に規定の証明書は、1 回の発送又は 1 回を超える発送に有効。
- (15) (11) 項に規定の証明書は、SINSW に電子的に通知される。
- (16) (1) 項及び (2) 項に規定の事業活動向けに実施されない輸入の適用除外は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 IV に記載の通り。

## 第 25 条

- (1) 第 24 条に規定の適用除外の他に、事業活動向けの特定物品の輸入に対しては輸入分野の事業許認可及び/又は検証又は技術追跡の適用除外が可能。
- (2) (1) 項に規定の適用除外について、総局長は大臣名義で証明書の発行が可能。
- (3) (2) 項に規定の証明書を取得するために、輸入業者は SINSW を通じて大臣に対し電子申請を行うこと。
- (4) (3) 項に規定の電子申請をできるようにするために、輸入業者はアクセス権を保有

- すること。
- (5) (4) 項に規定のアクセス権は、第 6 条 (3) 項に規定の SINSW を通じた登録及び要件のアップロードをすることで取得が可能。
  - (6) (3) 項に規定の証明書は、関連省庁からの技術判断書及び/又はその他関連法的書類の原本書類をスキャンしたものをアップロードすることで申請する。
  - (7) (6) 項に規定の関連省庁からの技術判断書及び/又はその他関連法的書類が SINSW と統合済みの省庁で電子的に確保されている場合、輸入業者は SINSW への関連省庁からの技術判断書及び/又はその他関連法的書類のアップロードは不要。
  - (8) 輸入業者は、証明書取得申請時に SINSW を通じて書類の正当性に責任を負う旨の表明の形で電子的に同意をすることで、下記の正当性と適合性に完全に責任を負う：
    - a. (6) 項に規定の必要書類、及び
    - b. (7) 項に規定の電子的に確保されているデータ及び情報
  - (9) (2) 項に規定の大臣名義で総局長が発行する証明書には少なくとも下記に関するデータ又は説明が記載される：
    - a. 輸入業者名
    - b. 関税分類/HS
    - c. 物品の種類/説明、及び
    - d. 物品の数量
  - (10) (6) 項に規定の証明書の申請が要件に基づき不備なしとされた場合、総局長は大臣名義で INATRADE システムを通じて証明書を発行し、SINSW に引き継ぐ。この場合、スタンプと手書き署名は必要なく、電子署名を利用し、QR コードを記載する。
  - (11) (6) 項に規定の証明書の申請が要件の適合性に関連して不備ありとされた場合、電子的に却下する。
  - (12) (10) 項に規定の大臣名義で総局長が発行する証明書は、1 回の発送又は 1 回を超える発送に有効。
  - (13) (10) 項に規定の証明書は、SINSW に電子的に通知される。
  - (14) (1) 項に規定の特定物品輸入の適用除外は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 V に記載の通り。

## 第 26 条

第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条に規定の輸入分野の事業許可の発行、変更及び延長、並びに第 24 条 (4) 項及び第 25 条 (3) 項に規定の証明書の発行のフロー図は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 II に記載の通り。

## 第 27 条

- (1) 一時輸入の枠組みにおいて輸入される物品には、輸入政策及び規制に関する規定は適用されない。
- (2) (1) 項に規定の一時輸入の枠組みにおいて輸入される物品は、関税分野の法規に基づき実施される。
- (3) (1) 項に規定の一時輸入物品は、下記のような判断に基づき、再輸出をしないことが可能：
  - a. 一時輸入物品が政府プロジェクトの工事のために必要
  - b. 一時輸入物品が使用により重大な破損を被った、又は
  - c. 中央政府への無償供与目的の一時輸入物品
- (4) (1) 項に規定の一時輸入の枠組みで輸入された新品又は中古の物品については、(3) 項に規定の判断に基づき再輸出されない処理を行う前に、本大臣規程に規定の輸入政策及び規制に関する規定を充足することが義務付けられる。
- (5) 輸入分野の事業許認可充足の形での(4) 項に規定の再輸出しない処理は、第 4 条(1) 項の規定の適用が除外される。
- (6) 第 20 条に規定の検証又は技術追跡は国内で実施される。
- (7) (4) 項及び(5) 項に規定の再輸出しない処理を行う予定の一時輸入物品は、関税分野の法規に基づき実施する。

#### 第 28 条

- (1) 輸出済みで後日再輸入される物品には輸入政策及び規制が適用されない。
- (2) (1) 項に規定の輸出済みの物品に対する再輸入規定は、関税分野の法規に基づき実施される。

#### 第 29 条

- (1) 本大臣規程と不可分一体の付属書類 I に記載の補完物品、市場試験用の製造物品、及び/又はアフターセールスサービス用の製造物品としての製造物品の輸入は、大臣名義での総局長からの輸入承認書を取得後、API-P として有効な NIB 所有会社に限り実施が可能。
- (2) (1) 項に規定の補完物品、市場試験用の製造物品、及び/又はアフターセールスサービス用の製造物品としての製造物品の輸入は、第 3 条(5) 項及び(6) 項の規定を除き、本大臣規程に規定の輸入政策及び規制に関する規定に基づき実施する。
- (3) (1) 項に規定の輸入承認書を取得済みの API-P として有効な NIB を保有する会社は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I に記載の輸入政策及び規制が課された物品向け



の輸入承認書保有義務の適用から除外される。

- (4) (1) 項に規定の補完物品、市場試験用の製造物品、及び/又はアフターセールスサービス用の製造物品としての製造物品は、売買及び/又は他者への譲渡が可能。

### 第 30 条

- (1) 第 3 条 (1) 項に規定の API として有効な NIB を保有する輸入業者は、実績の有無を問わず、輸入政策及び規制が適用されない物品の輸入実績について総局長に対し電子的に報告する義務を負う。
- (2) (1) 項に規定の実績報告書は、<http://inatrade.kemendag.go.id> を通じて、1 月、4 月、7 月、10 月及び 12 月に毎月月末に提出する。

### 第 31 条

- (1) 下記をすでに保有する輸入業者は、実績の有無を問わず、輸入実績報告書を大臣に対し電子的に提出する義務を負う：
- a. 第 8 条 (1) 項及び (2) 項、第 11 条 (1) 項及び (2) 項、第 13 条 (1) 項及び (2) 項に規定の輸入分野の事業許認可、及び/又は
  - b. 第 20 条 (3) 項に規定のサーベイヤー報告書
- (2) (1) 項に規定の実績報告書は、SINSW を通じて毎月翌月 15 日までに提出し、INATRADE システムに引き継がれる。
- (3) (1) 項に規定の実績報告書には、少なくとも下記のデータ又は説明が含まれる：
- a. 物品の説明
  - b. 関税分類/HS
  - c. 物品の数量
  - d. 物品の価額
  - e. 原産国
  - f. 仕向港
  - g. 検証又は技術追跡義務が課される特定物品輸入の場合、サーベイヤー報告書の番号と日付、及び
  - h. 輸入申告書の番号と日付

### 第 32 条

- (1) 第 24 条 (3) 項及び/又は第 25 条 (2) 項に規定の適用除外証明書をすでに保有する輸入業者は、実績の有無を問わず、輸入実績報告書を大臣に対し電子的に提出する義務

- を負う。
- (2) (1) 項に規定の実績報告書は、下記の通り SINSW を通じて提出し、INATRADE システムに引き継がれる：
- a. 1 回の発送に有効な証明書の場合、物品輸入証明書の有効期間終了 15 営業日前までに、及び
  - b. 1 回を超える発送に有効な証明書の場合、毎月翌月 15 日までに
- (3) (1) 項に規定の実績報告書には、少なくとも下記のデータ又は説明が含まれる：
- a. 物品の説明
  - b. 関税分類/HS
  - c. 物品の数量
  - d. 物品の価額
  - e. 原産国
  - f. 仕向港
  - g. 検証又は技術追跡義務が課される特定物品輸入の場合、サーベイヤー報告書の番号と日付、及び
  - h. 輸入申告書の番号と日付

### 第 33 条

輸入分野の事業許認可を保有していない輸入業者の場合、第 31 条 (1) 項 b 及び第 32 条 (1) 項に規定の輸入実績報告書の提出義務の充足は、SINSW のアクセス権に関する法規に基づき、まずアクセス権を取得した上で実施する。

### 第 34 条

- (1) 第 30 条又は第 31 条に規定の輸入実績報告書義務を実施しない輸入業者には、SINSW を通じた電子的な警告の形で行政処分が適用される。
- (2) (1) 項に規定の電子的な警告の形で行政処分が適用された輸入業者が、電子的な警告を適用された日から 30 日以内に輸入実績報告書を引き続き提出しない場合、輸入業者には下記の形の行政処分が適用される：
- a. API のみを保有する輸入業者の場合、第 3 条 (1) 項に規定の API として有効な NIB の凍結推薦状
  - b. 第 8 条 (1) 項及び (2) 項、第 11 条 (1) 項及び (2) 項、第 13 条 (1) 項及び (2) 項に規定の輸入分野の事業許認可の凍結、又は
  - c. サーベイヤー報告書のみを保有する輸入業者の場合、検証又は技術追跡サービスの留保推薦状

## 第 35 条

- (1) 第 32 条に規定の輸入実績報告書義務を実施しない輸入業者には、SINSW を通じた電子的な警告の形での行政処分が適用される。
- (3) (1) 項に規定の電子的な警告の形での行政処分を適用された輸入業者が、電子的な警告を適用された日から 30 日以内に輸入実績報告書を引き続き提出しない場合、下記の形の行政処分が適用される：
  - a. 1 回の発送に有効な証明書の場合、6 か月間、次の輸入適用除外のための証明書発行の留保、又は
  - b. 1 回を超える発送に有効な証明書の場合、証明書の凍結

## 第 36 条

輸入業者が第 10 条 (1) 項に規定の会社データの変更申請を行わないことが立証された場合、輸入業者には第 8 条 (1) 項及び (2) 項、第 11 条 (1) 項及び (3) 項、第 13 条 (1) 項及び (2) 項に規定の輸入分野の事業許認可凍結の形での行政処分が適用される。

## 第 37 条

輸入業者が、下記の乱用に関連した犯罪捜査プロセス中の場合：

- a. 輸入分野の事業許認可書類の場合、輸入業者は第 8 条 (1) 項及び (2) 項、第 11 条 (1) 項及び (2) 項、第 13 条 (1) 項及び (2) 項に規定の輸入分野の事業許認可の凍結の形での行政処分が適用される
- b. 有効期間が終了した輸入分野の事業許認可書類の場合、輸入業者は第 8 条 (1) 項及び (2) 項に規定の輸入分野の事業許認可発行留保の形での行政処分が適用される
- c. 1 回を超える発送に有効な証明書の場合、輸入業者は第 24 条 (12) 項及び第 25 条 (10) 項に規定の 1 回を超える発送に有効な証明書の凍結の形での行政処分が適用される
- d. 有効期間が終了した 1 回を超える発送に有効な証明書又は 1 回の発送に有効な証明書の場合、輸入業者は、第 24 条 (12) 項及び第 25 条 (10) 項に規定の有効期間が終了した 1 回を超える発送に有効な証明書又は 1 回の発送に有効な証明書の発行留保の形での行政処分が適用される、又は
- e. サーベイヤー報告書の場合、次の検証又は技術追跡サービス留保推薦状の形での行政処分が適用される

## 第 38 条

下記の形の行政処分については：

- a. 第 34 条 (2) 項 a に規定の API として有効な NIB の凍結推薦状は、輸入業者が下記に該当する場合に撤回可能：
  1. API として有効な NIB 凍結推薦状が出された日から 30 日以内に第 30 条に規定の義務を実施した、又は
  2. 恒久的法的効力を有する裁判所の判決に基づき無罪が立証された、又はあらゆる法的要求から解放された
- b. 第 34 条 (2) 項 b、第 36 条及び第 37 条 a に規定の輸入分野の事業許認可凍結は、輸入業者が下記に該当する場合に再有効化が可能：
  1. 輸入分野の事業許認可凍結発効日から 30 日以内に第 31 条に規定の義務を実施した
  2. 凍結発効日から 30 日以内に第 10 条 (1) 項に規定の義務を実施した
  3. 捜査官が捜査停止命令書を発行した、又は
  4. 恒久的法的効力を有する裁判所の判決に基づき無罪が立証された、又はあらゆる法的要求から解放された
- c. 第 34 条 (2) 項 c 及び第 37 条 e に規定の検証又は技術追跡サービス留保推薦状は、輸出業者が下記に該当する場合に撤回が可能：
  1. 検証又は技術追跡サービス留保推薦状が出された日から 30 日以内に第 31 条に規定の義務を実施した
  2. 捜査官が捜査停止命令書を発行した、又は
  3. 恒久的法的効力を有する裁判所の判決に基づき無罪が立証された、又はあらゆる法的要求から解放された
- d. 第 35 条 (2) 項 a 及び第 37 条 d に規定の証明書発行留保は、輸入業者が下記に該当する場合、撤回が可能：
  1. 凍結発効日から 30 日以内に第 32 条に規定の義務を実施した
  2. 捜査官が捜査停止命令書を発行した、又は
  3. 恒久的法的効力を有する裁判所の判決に基づき無罪が立証された、又はあらゆる法的要求から解放された
- e. 第 35 条 (2) 項 b 及び第 37 条 c に規定の証明書の凍結は、輸入業者が下記に該当する場合、再有効化が可能：
  1. 凍結発効日から 30 日以内に第 32 条に規定の義務を実施した
  2. 捜査官が捜査停止命令書を発行した、又は
  3. 恒久的法的効力を有する裁判所の判決に基づき無罪が立証された、又はあらゆる法的要求から解放された

## 第 39 条

輸入業者は下記の形の行政処分を適用される：

- a. 下記の場合、API として有効な NIB 取り消し推薦状：
  1. API として有効な NIB 凍結日から 30 日以内に第 30 条に規定の義務を実施しない
  2. 財務省関税総局からの情報に基づき関税分野の違反を犯した、又は
  3. API として有効な NIB 乱用に関連する犯罪について恒久的法的効力を有する裁判所の判決に基づき有罪とされた
- b. 下記の場合、輸入分野の事業許認可の取り消し：
  1. API-P として有効な NIB を保有する輸入業者の場合、第 3 条 (7) 項に規定の残余原材料及び/又は補助材、又は第 29 条に規定の補完物品、市場試験用の製造物品、及び/又はアフターセールスサービス用の製造物品の形の製造物品を除き、輸入した輸入物品を売買及び/又は他者に譲渡したことが立証された
  2. API-U として有効な NIB を保有する輸入業者の場合、輸入した物品について輸入分野の事業許認可申請で提出した販売契約又は注文証明書に合致しない売買及び/又は他者に譲渡したことが立証された
  3. 輸入分野の事業許認可凍結を受けた日から 30 日以内に第 10 条 (1) 項に規定の義務を実施しなかった
  4. 輸入分野の事業許認可凍結を受けた日から 30 日以内に第 31 条に規定の義務を実施しなかった
  5. 輸入分野の事業許認可、輸入分野の事業許認可変更、又は輸入分野の事業許認可延長のための申請必要書類及びデータ又は情報に不適合がみつかった
  6. 消費者保護及び商業規制分野の任務と機能を実施する総局又は関連技術機関からの評価とレコメンデーションに基づき違反が立証された
  7. 輸入分野の事業許認可に記載のデータ又は情報に合致しない種類及び/又は数量の物品を輸入した
  8. 輸入分野の事業許認可及び/又はサーベイヤー報告書に記載の情報の改変が立証された
  9. 財務省関税総局からの情報に基づき、関税分野の違反を犯した、又は
  10. 輸入分野の事業許認可及び/又はサーベイヤー報告書の乱用に関連する犯罪について恒久的法的効力を有する裁判所の判決に基づき有罪とされた
- c. 下記の場合、証明書の取り消し：
  1. 証明書凍結を受け取った日から 30 日以内に第 32 条に規定の義務を実施しなかった
  2. 証明書申請の必要書類及びデータ又は情報に不適合が見つかった
  3. 証明書に記載のデータ又は情報に合致しない種類及び/又は数量の物品を輸入し

た

4. 証明書に記載の情報の改変が立証された
5. 財務省関税総局からの情報に基づき、関税分野の違反を犯した、又は
6. 証明書の乱用に関連する犯罪について恒久的法的効力を有する裁判所の判決に基づき有罪とされた

#### 第 40 条

- (1) 下記の警告、凍結、再有効化、留保、留保の撤回及び取り消しは、SINSW を通じて大臣名義で総局長が電子的に行う：
  - a. 第 34 条、第 36 条、第 37 条 a 及び b、第 38 条 b、第 39 条 b に規定の輸入分野の事業許認可、及び
  - b. 第 35 条、第 37 条 c 及び d、第 38 条 d 及び e、第 39 条 c に規定の証明書
- (2) 第 34 条 (2) 項 a、第 38 条 a 及び第 39 条 a に規定の API として有効な NIB の凍結推薦状、凍結推薦状撤回、及び取り消し推薦状は、大臣名義で総局長が事業許認可電子統合システム(Online Single Submission)管理運営機関の長に対し INATRADE システムを通じて電子的に出し、事業許認可電子統合システムに引き継がれる。
- (3) 第 34 条 (2) 項 c に規定の検証又は技術追跡サービス留保推薦状及び第 38 条 c に規定の検証又は技術追跡サービス留保推薦状撤回は、第 20 条 (1) 項に規定の大臣の定めを受けたサーバイヤーに対し大臣名義で総局長が書面を出す。

#### 第 41 条

第 31 条 (1) 項に規定の輸入実績報告書義務をまだ実施していない輸入業者は、輸入実績報告書義務を実施する前に輸入分野の事業許認可、及び/又は検証又は技術追跡サービスの再申請はできない。

#### 第 42 条

事業許認可電子統合システム管理運営機関の長により第 39 条 b に規定の輸入分野の事業許認可の取り消し又は API として有効な NIB の取り消し処分を受けた輸入業者は、輸入分野の事業許認可の取り消し及び/又は API として有効な NIB の取り消しの日から 1 年間、輸入分野の事業許認可及び/又はサーバイヤー報告書の再申請ができない。

#### 第 43 条

- (1) 本大臣規程の規定に基づかない物品輸入を行う輸入業者は、法規に基づく罰則が適用されうる。
- (2) 本大臣規程の規定に基づかず輸入された物品は、再輸出、廃棄をしなければならない、又は法規に基づくその他の処理が可能。
- (3) (2) 項に規定の再輸出又は廃棄の実施費用は輸入業者が負担する。

#### 第 44 条

- (1) 障害により INATRADE システム及び/又は SINSW が機能しない場合：
  - a. 下記の取得のための申請：
    1. 第 6 条 (1) 項に規定の輸入分野の事業許認可
    2. 第 10 条 (3) 項及び第 16 条 a に規定の輸入分野の事業許認可の変更
    3. 第 12 条 (3) 項及び第 16 条 b に規定の輸入分野の事業許認可の延長、若しくは
    4. 第 24 条 (4) 項及び第 25 条 (3) 項に規定の証明書、又は
  - b. 第 30 条、第 31 条及び第 32 条に規定の輸入実績報告書の提出は、第 1 商業統合サービスユニットを通じて手動で大臣に提出する。
- (2) (1) 項 a の 1、2 及び 3 に規定の輸入分野の事業許認可の発行、変更及び延長のための申請が要件に基づき不備なしとされた場合、申請を受理した日から 5 営業日以内に、総局長は大臣名義で下記を発行する：
  - a. 輸入分野の事業許認可
  - b. 輸入分野の変更事業許認可、及び
  - c. 輸入分野の延長事業許認可
- (3) (1) 項 a の 1、2 及び 3 に規定の輸入分野の事業許認可の発行、変更及び延長申請が要件の適合性に関連して不備ありとされた場合、申請を受理した日から 5 営業日以内に総局長は大臣名義で下記を発行する：
  - a. 輸入分野の事業許認可発行の却下レター
  - b. 輸入分野の事業許認可変更の却下レター、及び
  - c. 輸入分野の事業許認可延長の却下レター
- (4) (1) 項 a の 4 に規定の証明書の申請が要件に基づき不備なしとされた場合、総局長は大臣名義で証明書を発行する。
- (5) (1) 項 a の 4 に規定の証明書の申請が要件の適合性に関連して不備ありとされた場合、総局長は大臣名義で証明書発行却下レターを発行する。
- (6) (2) 項及び (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可の発行又は却下、及び (4) 項及び (5) 項に規定の証明書の発行又は却下は、輸入業者に通知され、写しがナショナル・シングル・ウィンドー機関の長に送られる。

#### 第 45 条

- (1) 障害により INATRADE システム及び/又は SINSW が機能しない場合、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条及び第 39 条に規定の輸入分野の事業許認可又は証明書の警告、凍結、再有効化及び取り消しの形の行政処分の適用は、総局長が大臣名義で手動で行う。
- (2) (1) 項に規定の行政処分の適用は、輸入業者に通知され、写しがナショナル・シングル・ウィンドー機関の長に送られる。

#### 第 46 条

- (1) 特定物品の輸入要件充足にかかる検査は、税関領域を通過後 (post border) に実施が可能。
- (2) (1) 項に規定の特定物品の輸入要件充足にかかる検査に対し、輸入申告書に記載の、第 4 条 (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可及び第 20 条 (3) 項に規定のサーベイヤー報告書の監督を行う。
- (3) (2) 項に規定の輸入分野の事業許認可及び/又はサーベイヤー報告書の記載は輸入業者が行う。
- (4) (3) 項に規定の輸入分野の事業許認可及び/又はサーベイヤー報告書の記載は、少なくとも下記の情報を盛り込む：
  - a. 番号、及び
  - b. 発行日
- (5) 輸入業者は、(1) 項に規定の検査の必要性のために最短 5 年間、(2) 項に規定の輸入要件書類及び特定物品の輸入申告書を保管する義務を負う。
- (6) (1) 項に規定の特定物品の種類は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I 及び付属書類 III に記載の通り。

#### 第 47 条

- (1) 特定の種類の物品の場合、汚職防止国家戦略プログラム実施監督強化の枠組みにおいて、輸入申告書への輸入分野の事業許認可及び/又はサーベイヤー報告書の記載義務の監督を行う。
- (2) (1) 項に規定の輸入分野の事業許認可及び/又はサーベイヤー報告書の記載は、輸入業者が行う。
- (3) (1) 項に規定の輸入分野の事業許認可及び/又はサーベイヤー報告書の記載は、少な



くとも下記の情報を盛り込む：

- a. 番号、及び
  - b. 発行日
- (4) 輸入業者は、関税分野の法規に基づき輸入分野の事業許認可に記載された種類の物品単位を利用して、輸入申告書に特定輸入物品の数又は量を通知する義務を負う。

#### 第 48 条

- (1) 第 47 条 (1) 項に規定の特定の種類の物品は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 VI に記載の通り。
- (2) 第 47 条に規定の輸入申告書への輸入分野の事業許認可及び/又はサーベイヤー報告書記載義務を行わない輸入業者は、(1) 項に規定の物品に対する輸入申告書の提出ができない。
- (3) 輸入分野の事業許認可及び/又はサーベイヤー報告書記載義務の監督に対し、消費者保護及び商業規制分野の任務と機能を実施する総局が、通関申告書への輸入承認書及び/又はサーベイヤー報告書の記載の適合性の検査を行う。

#### 第 49 条

- (1) 特定物品の輸入に対する事業許認可充足の検査は、消費者保護及び商業規制分野の任務と機能を実施する総局が、税関領域を通過後 (post border) に商業活動の監督を通じて行う。
- (2) 必要な場合、(1) 項に規定の商業活動の監督は、関税分野の総局と協力をして税関領域で実施が可能。
- (3) (1) 項に規定の特定物品は、本大臣規程と不可分一体の付属書類 I 及び付属書類 III に記載の通り。

#### 第 50 条

- (1) 本大臣規程の規定は、下記の輸入には適用されない：
  - a. 親魚候補、親魚、種苗、及び/又は真珠核
  - b. 関税分類/HS 0904.21.10, 1901.10.20, 1901.90.20, 1901.90.31, 1901.90.32, 1901.90.39, 2105.00.00 及び 2202.99.10 の食品及び飲料の形の特定製品
  - c. 関税分類/HS 0401.10.10, 0401.10.90, 0401.20.10, 0401.20.90, 0401.40.10, 0401.40.20, 0401.40.90, 0401.50.10, 0401.50.90, 3501.10.00, 3501.90.10, 3502.20.00, 3502.90.00, 3507.10.00 及び 3507.90.00 の畜産加工品

- d. 化粧品及び家庭用医療器具
- e. 既製服及び既製服付属品
- f. 関税分類/HS 5806.31.90, 5806.32.10, 5806.32.40, 5806.32.50, 5806.32.90, 5808.10.10, 5902.10.11, 5902.10.19, 5902.10.91, 5902.10.99, 5902.20.20, 5902.20.91, 5902.20.99, 5903.10.10, 5903.10.90, 5903.20.00, 5911.31.00, 5911.32.00, 5911.90.10, 5911.90.90, 6003.10.00, 6003.20.20, 6003.30.00, 6003.40.00, 6003.90.00, 5402.19.00, 5402.31.00, 5402.32.00, 5402.45.00, 5402.51.00, 5402.61.00, 5504.10.00, 5506.10.00, 5506.30.00, 5506.40.00, 5506.90.00, 5401.10.10, 5401.10.90, 5402.44.10, 5402.44.20, 5402.44.90, 5402.62.00 及び 5605.00.00 の繊維及び繊維製品
- g. 関税分類/HS 2939.49.10 の医薬品以外の前駆体
- h. 関税分類/HS 2917.32.00, ex. 2917.33.00, 2917.35.00, ex. 2845.90.00, 2922.18.00, ex. 2931.90.41, ex. 2931.90.49, ex. 3002.90.00, ex. 3911.90.00, ex. 3204.15.00, ex. 2922.49.00 及び ex. 2932.19.00 の有害物質、及び
- i. 関税分類/HS 2904.20.10, ex. 2904.20.90, ex. 2920.90.00, ex. 2927.00.90, ex. 2933.39.90, ex. 2933.99.00, ex. 3105.10.90, 3603.00.10, 3603.00.20, 3603.00.90, 3604.90.20 及び 3604.90.30 の爆薬

本大臣規程と不可分一体の付属書類 I に記載の通り。2021 年 12 月 31 日までに仕向港に到着のもの、マニフェスト(BC.1.1)の形の通関書類で証明する。

(2) 下記の形での、事業活動向けに実施されない輸入の適用除外は、:

- a. 自家消費の乗客の携行品としてのアルコール飲料、及び
- b. 発送品としての既製服

本大臣規程と不可分一体の付属書類 IV に記載の通り。2022 年 1 月 1 日から発効となる。

## 第 51 条

本大臣規程が、規制しないことを選択、不備、不明確、及び/又は行政の停滞がある場合、大臣は法規に基づき輸入政策及び規制に関連する行政実施のために具体的な問題対策のための裁量を行使することが可能。

## 第 52 条

本大臣規程発効時点において:

- a. 本大臣規程発効以前に輸入に関する規制を定めた商業大臣規程に基づき発行された、登録輸入業者、製造輸入業者、及び輸入承認書の形の輸入分野の事業許認可、並びに

- 適用除外、説明書及び証明書の形の書類は、有効期間終了まで引き続き有効。
- b. 本大臣規程発効以前に申請された登録輸入業者、製造輸入業者、及び輸入承認書の形の輸入分野の事業許認可で、本大臣規程発効後に発行されたものは、本大臣規程発効前の輸入規制を定めた商業大臣規程に基づき実施する。
  - c. 輸入分野の事業許認可又は証明書発行に必要で、本大臣規程発効以前に省庁が発行した技術判断書及び/又は推薦状の形のその他の書類は、本大臣規程に反しない限り、有効期間終了まで引き続き有効。
  - d. 輸入実施に必要で、本大臣規程発効以前に省庁が発行した適用除外、説明書、証明書、技術判断書、及び/又は推薦状の形のその他の書類は、有効期間終了まで引き続き有効。
  - e. 本大臣規程の発効以前に輸入規制について定めた商業大臣規程の実施技術指針は、本大臣規程に反しない限り、引き続き有効。
  - f. 本大臣規程発効以前に輸入規制について定めた商業大臣規程に基づく定めを受けた検証又は技術追跡実施サーベイヤーは、本大臣規程と反しない限り、引き続き任務を実施可能とする。
  - g. 本大臣規程発効以前に輸入規制について定めた商業大臣規程に基づく定めを受けたチームは、有効期間終了まで引き続き有効。
  - h. 本大臣規程発効以前に輸入規制について定めた商業大臣規程に基づき発行されたサーベイヤー報告書は、輸入完了まで引き続き有効。
  - i. アルコール飲料の調達、流通及び販売の管理及び監督に関する商業大臣規程 No. 20/M-DAG/PER/4/2014 (官報 2014 年 493 号)、及び数次にわたり改正されその最終改正である、アルコール飲料の調達、流通及び販売の管理及び監督に関する商業大臣規程 No. 20/M-DAG/PER/4/2014 の 6 度目の改正に関する商業大臣規程 2019 年第 25 号 (官報 2019 年 341 号) で定められている自家消費用の携行品としてのアルコール飲料輸入の適用除外は、2021 年 12 月 31 日までに仕向港に到着した自家消費用の携行品としてのアルコール飲料の輸入に引き続き有効。
  - j. オゾン層破壊物質輸入規制に関する商業大臣規程 No. 83/M-DAG/PER/10/2015 (官報 2015 年 1525 号)、及び数次にわたり改正されその最終改正である、オゾン層破壊物質輸入規制に関する商業大臣規程 No. 83/M-DAG/PER/10/2015 の 2 度目の改正に関する商業大臣規程 2019 年第 93 号 (官報 2019 年 1668 号) の付属書類 I に記載の関税分類/HS ex 2903.73.00 の 1-1-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141b)の形でのオゾン層破壊物質輸入規制は、2021 年 12 月 31 日までに仕向港に到着し、マニフェスト (BC. 1.1) の形の通関書類で証明される 1-1-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141b)の形のオゾン層破壊物質に引き続き有効。
  - k. バティック及びバティックモチーフ繊維・繊維製品の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 86/M-DAG/PER/10/2015 (官報 2015 年 1552 号) の付属書類に記載の関税分類/HS

6204. 42. 10, ex. 6204. 42. 90, 6204. 49. 10, ex. 6204. 49. 90, 6205. 20. 10, ex. 6205. 20. 90, 6205. 90. 91, ex. 6205. 90. 99, 6206. 10. 10, ex. 6206. 1090, 6206. 30. 10, ex. 6206. 30. 90, 6214. 10. 10, ex. 6214. 10. 90, 6214. 30. 10, ex. 6214. 30. 90, 6214. 40. 10, ex. 6214. 40. 90, 6214. 90. 10 及び ex. 6214. 90. 90 のバティック繊維・繊維製品及びバティックモチーフ繊維・繊維製品の輸入に関する規制は、2021 年 12 月 31 日までに仕向港に到着し、輸入承認書とサーベイヤー報告書を添え、マニフェスト (BC. 1. 1) の形の通関書類で証明されるバティック繊維・繊維製品及びバティックモチーフ繊維・繊維製品に引き続き有効。

1. バティック及びバティックモチーフ繊維・繊維製品の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 86/M-DAG/PER/10/2015(官報 2015 年 1552 号)に規定のバティック繊維・繊維製品及びバティックモチーフ繊維・繊維製品の発送品輸入の適用除外は、2021 年 12 月 31 日までに仕向港に到着し、マニフェスト (BC. 1. 1) の形の通関書類で証明されるバティック繊維・繊維製品及びバティックモチーフ繊維・繊維製品に引き続き有効。
- m. 特定製品輸入規制に関する商業大臣規程 No. 87/M-DAG/PER/10/2015 (官報 2015 年 1553 号)、及び数次にわたり改正されその最終改正である、特定製品輸入規制に関する商業大臣規程 No. 87/M-DAG/PER/10/2015 の 8 度目の改正に関する商業大臣規程 2020 年第 28 号 (官報 2020 年 275 号) の付属書類の A に記載の関税分類/HS 0904. 21. 10, 1901. 10. 20, 1901. 90. 20, 1901. 90. 31, 1901. 90. 32, 1901. 90. 39, 2105. 00. 00 及び 2202. 99. 10 の食品及び飲料、付属書類の D に記載の既製服及びそれに類するものの形の特定製品の輸入に関する規制は、2021 年 12 月 31 日までに仕向港に到着し、サーベイヤー報告書を添え、マニフェスト (BC. 1. 1) の形の通関書類で証明される食品・飲料及び既製服・それに類するものの形の特定製品に引き続き有効。
- n. 特定製品輸入規制に関する商業大臣規程 No. 87/M-DAG/PER/10/2015 (官報 2015 年 1553 号)、及び数次にわたり改正されその最終改正である、特定製品輸入規制に関する商業大臣規程 No. 87/M-DAG/PER/10/2015 の 8 度目の改正に関する商業大臣規程 2020 年第 28 号 (官報 2020 年 275 号) に規定の既製服及びそれに類するものの輸入の適用除外は、2021 年 12 月 31 日までに仕向港に到着し、マニフェスト (BC. 1. 1) の形の通関書類で証明される既製服及びそれに類するものに引き続き有効。
- o. 中古資本財の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 118 号(官報 2018 年 1703 号)、及び数次にわたり改正されその最終改正である、中古資本財の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 118 号の 2 度目の改正に関する商業大臣規程 2020 年第 37 号(官報 2020 年 324 号)の付属書類 III のグループ C に記載の中古資本財の輸入に関する規制は、本大臣規程発効前に頭金を支払い済みでインボイスと購入契約書類でこれが証明され、2021 年 12 月 31 日までに仕向港に到着し、マニフェスト (BC. 1. 1) の形の通関書類で証明される中古資本財に引き続き有効。

## 第 53 条

本大臣規程発効時点において：

- a. 輸入規制が定められた物品に関する商工大臣決定 No. 230/MPP/KEP/7/1997 に規定の爆薬輸入に関する規制
  - b. 有害物質の調達、流通、及び監督に関する商業大臣規程 No. 44/M-DAG/PER/9/2009（官報 2009 年 324 号）、及び数次にわたり改正されその最終改正である、有害物質の調達、流通、及び監督に関する商業大臣規程 No. 44/M-DAG/PER/9/2009 の 3 度目の改正に関する商業大臣規程 2019 年第 47 号（官報 2019 年 668 号）に規定の輸入に由来する有害物質の調達に関する規制
  - c. 農業セクター向けの補助金付き肥料の調達及び供給に関する商業大臣規程 No. 15/M-DAG/PER/4/2013（官報 2013 年 511 号）に規定の輸入に由来する補助金付き肥料の調達に関する規制、及び
  - d. アルコール飲料の調達、流通及び販売の管理及び監督に関する商業大臣規程 No. 20/M-DAG/PER/4/2014（官報 2014 年 493 号）、及び数次にわたり改正されその最終改正である、アルコール飲料の調達、流通及び販売の管理及び監督に関する商業大臣規程 No. 20/M-DAG/PER/4/2014 の 6 度目の改正に関する商業大臣規程 2019 年第 25 号（官報 2019 年 341 号）に規定の輸入に由来するアルコール飲料の調達に関する規制
- は取り消し無効となる。

## 第 54 条

本大臣規程発効時点において：

- a. 前駆体輸入規制に関する商工大臣決定 No. 647/MPP/KEP/10/2004
- b. ダイヤモンド原石の輸出入規制に関する商業大臣規程 No. 10/M-DAG/PER/6/2005、及び数次にわたり改正されその最終改正である、ダイヤモンド原石の輸出入規制に関する商業大臣規程 No. 10/M-DAG/PER/6/2005 の 2 度目の改正に関する商業大臣規程 2018 年第 11 号（官報 2018 年 70 号）
- c. セラミックの輸入検証又は技術追跡に関する商業大臣規程 No. 06/M-DAG/PER/1/2007、及び数次にわたり改正されその最終改正である、セラミックの輸入検証又は技術追跡に関する商業大臣規程 No. 06/M-DAG/PER/1/2007 の 3 度目の改正に関する商業大臣規程 2018 年第 10 号（官報 2018 年 69 号）
- d. シートガラスの検証又は技術追跡に関する商業大臣規程 No. 40/M-DAG/PER/9/2009（官報 2009 年 320 号）、及び数次にわたり改正されその最終改正である、シートガラスの検証又は技術追跡に関する商業大臣規程 No. 40/M-DAG/PER/9/2009 の 3 度目の改正に関する商業大臣規程 2018 年第 9 号（官報 2018 年 68 号）

- e. インドネシア共和国領域への特定種のエビ輸入禁止に関する商業大臣と海洋水産大臣の共同規程 No. 52/M-DAG/PER/12/2010 及び No. PB. 02/MEN/2010
- f. 携帯電話、携帯コンピューター (handheld) 及びタブレットコンピューターの輸入規制に関する商業大臣規程 No. 82/M-DAG/PER/12/2012 (官報 2012 年 1376 号)、及び数次にわたり改正されその最終改正である、携帯電話、携帯コンピューター (handheld) 及びタブレットコンピューターの輸入規制に関する商業大臣規程 No. 82/M-DAG/PER/12/2012 の 3 度目の改正に関する商業大臣規程 No. 41/M-DAG/PER/5/2016 (官報 2016 年 865 号)
- g. プラスチック原材料輸入規制に関する商業大臣規程 No. 36/M-DAG/PER/07/2013 (官報 2013 年 991 号)、及び数次にわたり改正されその最終改正である、プラスチック原材料輸入規制に関する商業大臣規程 No. 36/M-DAG/PER/07/2013 の 2 度目の改正に関する商業大臣規程 2018 年第 8 号 (官報 2018 年 67 号)
- h. 輸入分野の総則に関する商業大臣規程 No. 48/M-DAG/PER/7/2015 (官報 2015 年 1006 号)
- i. ニトロセルソースの輸入規制に関する商業大臣規程 No. 62/M-DAG/PER/8/2015 (官報 2018 年 1212 号)
- j. オゾン層破壊物質の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 83/M-DAG/PER/10/2015 (官報 2015 年 1525 号)、及び数次にわたり改正されその最終改正である、オゾン層破壊物質の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 83/M-DAG/PER/10/2015 の 2 度目の改正に関する商業大臣規程 2019 年第 93 号 (官報 2019 年 1668 号)
- k. 冷却システムベースの物品の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 84/M-DAG/PER/10/2015 (官報 2015 年 1526 号)、及び数次にわたり改正されその最終改正である、冷却システムベースの物品の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 84/M-DAG/PER/10/2015 の 2 度目の改正に関する商業大臣規程 2018 年第 18 号 (官報 2018 年 94 号)
- l. 繊維及び繊維製品の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 85/M-DAG/PER/10/2015 (官報 2015 年 1551 号)、及び数次にわたり改正されその最終改正である、繊維及び繊維製品の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 85/M-DAG/PER/10/2015 の改正に関する商業大臣規程 2019 年第 77 号 (官報 2019 年 1290 号)
- m. バティック及びバティックモチーフ繊維・繊維製品の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 86/M-DAG/PER/10/2015 (官報 2015 年 1552 号)
- n. 特定製品の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 87/M-DAG/PER/10/2015 (官報 2015 年 1553 号)、及び数次にわたり改正されその最終改正である、特定製品の輸入規制に関する商業大臣 No. 87/M-DAG/PER/10/2015 の 8 度目の改正に関する商業大臣規程 2020 年第 28 号 (官報 2020 年 275 号)
- o. カラー多機能機器、カラー複写機及びカラー印刷機の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 102/M-DAG/PER/12/2015 (官報 2015 年 1890 号)、及びその改正である、カラー多機

- 能機器、カラー複写機及びカラー印刷機の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 102/M-DAG/PER/12/2015 の改正に関する商業大臣規程 2018 年第 14 号（官報 2018 年 73 号）
- p. 補完物品、市場試験及びアフターセールスサービス用の物品の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 118/M-DAG/PER/12/2015（官報 2015 年 2001 号）、及びその改正である、補完物品、市場試験及びアフターセールスサービス用の物品の輸入規制に関する商業大臣規程 No. 118/M-DAG/PER/12/2015 の改正に関する商業大臣規程 2020 年第 59 号（官報 2020 年 670 号）
- q. タイヤの輸入規制に関する商業大臣規程 No. 77/M-DAG/PER/11/2016（官報 2016 年 1704 号）、及び数次にわたり改正されその最終改正である、タイヤの輸入規制に関する商業大臣規程 No. 77/M-DAG/PER/11/2016 の 3 度目の改正に関する商業大臣規程 2019 年第 5 号（官報 2019 年 74 号）
- r. 外国貿易分野の許認可発行権限のバタム自由貿易地域・自由港管理庁、ビンタン自由貿易地域・自由港管理庁、及びカリムン自由貿易地域・自由港管理庁への委譲に関する商業大臣規程 No. 45/M-DAG/PER/7/2017（官報 2017 年 914 号）
- s. 米の輸出入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 1 号（官報 2018 年 5 号）
- t. 真珠の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年 3 号（官報 2018 年 90 号）
- u. クリンカー及びセメントの輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 7 号（官報 2018 年 66 号）
- v. 潤滑油の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 19 号（官報 2018 年 95 号）
- w. トウモロコシの輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 21 号（官報 2018 年 96 号）
- x. サッカリン・チクロ、及びアルコールを含有する香気性調整品の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 29 号（官報 2018 年 204 号）
- y. 手工具の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 30 号（官報 2018 年 205 号）
- z. 水産物の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 66 号（官報 2018 年 741 号）、及び数次にわたり改正されその最終改正である、水産物の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 66 号の 2 度目の改正に関する商業大臣規程 2019 年第 64 号（官報 2019 年 943 号）
- aa. 輸入業者番号に関する商業大臣規程 2018 年第 75 号（官報 2018 年 936 号）
- bb. 鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 110 号（官報 2018 年 1702 号）、及びその改正である、鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 110 号の改正に関する商業大臣規程 2020 年第 3 号（官報 2020 年 80 号）
- cc. 中古資本財の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 118 号（官報 2018 年 1703 号）、及び数次にわたり改正されその最終改正である、中古資本財の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 118 号の 2 度目の改正に関する商業大臣規程 2020 年第 37 号（官報 2020 年 324 号）

- dd. 石油、ガス及びその他の燃料の輸出入規制に関する商業大臣規程 2019 年第 21 号（官報 2019 年 289 号）
  - ee. 家畜及び畜産品の輸出入規制に関する商業大臣規程 2019 年第 29 号（官報 2019 年 460 号）、及びその改正である、家畜及び畜産品の輸出入規制に関する商業大臣規程 2019 年第 29 号の改正に関する商業大臣規程 2019 年第 72 号（官報 2019 年 1095 号）
  - ff. 園芸品の輸入規制に関する商業大臣規程 2019 年第 44 号（官報 2019 年 644 号）、及びその改正である、園芸品の輸入規制に関する商業大臣規程 2019 年第 44 号の改正に関する商業大臣規程 2020 年第 27 号（官報 2020 年 263 号）
  - gg. 塩の輸入規制に関する商業大臣規程 2019 年第 63 号（官報 2019 年 926 号）
  - hh. 林産物の輸入規制に関する商業大臣規程 2019 年第 82 号（官報 2019 年 1292 号）
  - ii. 工業原材料としての非有害・有毒廃棄物の輸入規制に関する商業大臣規程 2019 年第 84 号（官報 2019 年 1293 号）、及び数次にわたり改正されその最終改正である、工業原材料としての非有害・有毒廃棄物の輸入規制に関する商業大臣規程 2019 年第 84 号の 3 度目の改正に関する商業大臣規程 2020 年第 83 号（官報 2020 年 1197 号）
  - jj. 砂糖の輸入規制に関する商業大臣規程 2020 年第 14 号（官報 2020 年 148 号）
  - kk. 履物、電化製品、及び二輪・三輪車の輸入規制に関する商業大臣規程 2020 年第 68 号（官報 2020 年 937 号）、及びその改正である、履物、電化製品、及び二輪・三輪車の輸入規制に関する商業大臣規程 2020 年第 68 号の改正に関する商業大臣規程 2020 年第 78 号（官報 2020 年 1161 号）
  - ll. アルコール飲料原材料の調達に対する管理及び監督に関する商業大臣規程 2020 年第 97 号（官報 2020 年 1596 号）、及び
  - mm. バッテリーベースの電気自動車産業の成長加速化を支えるためのリチウムバッテリー産業の原材料としての中古リチウムバッテリーの輸入規制に関する商業大臣規程 2020 年第 100 号（官報 2020 年 1598 号）
- は取り消し無効となる。

#### 第 55 条

本大臣規程は、法制化の日から 228 日後に発効となる。

全ての人に知らしめるため、本大臣規程の法制化をインドネシア共和国官報に記載することを命じる。

2021 年 4 月 1 日、ジャカルタにて制定  
商業大臣  
ムハマッド・ルトフィ



2021年4月1日、ジャカルタにて法制化  
法務人権省法規総局長  
ウィドド・エカチャハヤナ

インドネシア共和国官報 2021年 299号